第二十二条の二の三第二項第一号中「この項及び第四項第一号」を「この項」に改め、同条第四項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第二十五条の二第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第二十五条の二の三第八項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、同項第一号中「供用年度」を「連結事業年度」に、「取得し、又は製作し、若しくは建設した」を「同条第一項に規定する特定事業の用に供した」に、「同項」を「同条第二項」に改める。

第二十二条の三第二項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第二十五条の二第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第二十五条の三第五項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削る。

第二十二条の三の二第四項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第二十五条の二第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第二十五条の三の二第四項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削る。

第二十二条の三の三第四項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第二十五条の二第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第二十五条の三の三第四項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削る。

第二十二条の四を次のように改める。

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）

**第二十二条の四**　法第二十五条の四第一項の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の八の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十九条の四十八（第二項を除く。）の規定の適用については、同条第一項中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む。）」と、「（同項」とあるのは「（震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の十五の八第一項」と、同条第三項中「同項各号に掲げる規定」とあるのは「同項各号に掲げる規定（震災特例法第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定を含む。）」と、「が同項後段」とあるのは「が法第六十八条の十五の八第一項後段」と、「含む。）」とあるのは「含む。）及び震災特例法第二十五条の二第十三項（第二号及び第五号に係る部分に限るものとし、震災特例法第二十五条の二の二第八項、第二十五条の二の三第八項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第四項又は第二十五条の三の三第四項において準用する場合を含む。）」と、同項第四号中「掲げる規定」とあるのは「掲げる規定、震災特例法第二十五条の二第二項若しくは第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項の規定」と、「定める金額は、当該」とあるのは「定める金額、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下この項において「震災特例法施行令」という。）第二十二条の二第四項各号に定める金額、震災特例法施行令第二十二条の二の二第四項各号に定める金額又は震災特例法施行令第二十二条の二の三第四項各号に定める金額は、それぞれこれらの」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの規定ごとに次に掲げる」と、同号ロ中「当該規定」とあるのは「それぞれこれらの規定」と、「次に掲げる」とあるのは「それぞれこれらの規定ごとに次に掲げる」と、同号ロ(1)中「第三十九条の四十三第五項第一号」とあるのは「第三十九条の四十三第五項第一号、第二十二条の二の二第四項第一号若しくは第二十二条の二の三第四項第一号」と、「第六十八条の十三第一項」とあるのは「第六十八条の十三第一項又は震災特例法第二十五条の二第二項若しくは第二十五条の二の三第二項」と、「同項」とあるのは「第三十九条の四十三第五項第二号」とあるのは「第三十九条の四十三第五項第二号又は震災特例法施行令第二十二条の二第四項第二号若しくは第二十二条の二の三第四項第二号」と、「第六十八条の十三第二項」とあるのは「第六十八条の十三第二項又は震災特例法第二十五条の二第三項、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項第十三号中「又は第十七号に掲げる規定」とあるのは「若しくは第十七号に掲げる規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定又は震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定」と、同号イ中「当該」とあるのは「それぞれこれらの」と、「第三十九条の四十七第二十七項」とあるのは「第三十九条の四十七第二十七項又は震災特例法施行令第二十二条の三第二項、第二十二条の三の二第四項若しくは第二十二条の三の三第四項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、同条第四項中「又は第六十八条の十五の五第四項」とあるのは「若しくは第六十八条の十五の五第四項又は震災特例法第二十五条の二第四項第三号、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」とする。

2　法第二十五条の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第六十八条の十五の八の規定の適用がある場合における法第二十五条の二第十二項から第十四項まで（これらの規定を法第二十五条の二の二第八項、第二十五条の二の三第八項、第二十五条の三第五項、第二十五条の三の二第四項又は第二十五条の三の三第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、法第二十五条の二第十二項中「規定を」とあるのは「規定（第二十五条の四第一項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第六十八条の十五の八第一項の規定を含む。）を」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十四項中「同法」とあるのは「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十四項中「同法」とあるのは「同法」とする。

第二十三条の四第二項中「第八号に」を「第九号に」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

第二十三条の五中「前条第三項第八号」を「前条第三項第九号」に改める。

第二十四条第三十九項中「同法第六十八条の六十八第十項中次の表の上欄」を「次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第六十八条の六十八第十項 | 若しくは第六十四条の二第四項 | 若しくは第六十四条の二第四項 |
| | 又は現物出資法人 | 若しくは現物出資法人 |
| | 政令で定める場合 | 政令で定める場合又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「震災特例法」という。）第二十五条第五項若しくは第二十五条の二第二項若しくは第三項の規定により震災特例法第二十五条の二第二項に規定する合併法人、分割承継法人若しくは被現物出資法人である連結法人が当該連結法人との間に当該連結法人による完全支配関係を有することとなつた日以後に行われた震災特例法第二十五条の二第二項に規定する被合併法人、適格分割若しくは適格現物出資に係る震災特例法第二十五条の二第二項に規定する被分割法人若しくは適格現物出資法人から震災特例法第二十八条第一項の特別勘定の金額若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の金額若しくは震災特例法第二十七条第二項に規定する期中特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合 |
| | の規定により損金の額に算入された金額 | 若しくは震災特例法第二十七条から第二十九条までの規定により損金の額に算入された金額 |